

群馬県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織設置規則

平成19年4月1日

規則第17号

改正 平成21年3月23日規則第2号

(会計管理者の補助組織)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の課及び担当を置く。

会計課 会計担当

(職の設置)

第2条 会計課に課長、担当に必要な職員を置く。

2 担当に、主幹、主任及び主事を必要に応じ置くことができる。

(平21規則2・一部改正)

(職務)

第3条 課長は、会計管理者の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。

2 主幹、主任及び主事は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(平21規則2・一部改正)

(所掌事務)

第4条 会計課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管(使用中の物品を除く。)に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 決算の調製に関すること。
- (6) 指定金融機関等に関すること。
- (7) その他会計事務に属すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

(平21規則2・一部改正)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。